

平成27年2月2日  
鳥取県公報号外第9号別冊  
(2分冊の2)

平成25年度決算に係る

# 財政的援助団体等監査結果報告書

平成27年2月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 120 号  
平成27年2月2日

鳥取県議会議長	野田	修	様
鳥取県知事	平井	伸治	様
鳥取県教育委員会委員長	中島	諒人	様
鳥取県公安委員会委員長	松本	典子	様

鳥取県監査委員 岡本 康宏

鳥取県監査委員 伊木 隆司

鳥取県監査委員 湯口 夏史

鳥取県監査委員 浜田 妙子

鳥取県監査委員 安田 優子

### 財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成25年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第1 監査結果報告

1 監査の概要	1
（1） 監査の対象及び着眼点	1
（2） 監査の実施方法	1
（3） 監査実施団体の数	1
（4） 監査実施期間	2
（5） 監査の執行者	2
2 監査結果	3
（1） 概 要	3
（2） 実施団体別の状況	4
ア 未来づくり推進局所管団体	4
イ 文化観光スポーツ局所管団体	5
ウ 福祉保健部所管団体	6
エ 生活環境部所管団体	7
オ 商工労働部所管団体	7
カ 農林水産部所管団体	8
キ 中部総合事務所所管団体	8
ク 西部総合事務所所管団体	9
ケ 教育委員会所管団体	9
コ 警察本部所管団体	10

## 第2 監査意見

### 1 生活環境部

#### 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務事務処理機能の強化について

（水・大気環境課）	11
-----------	----

### 2 西部総合事務所

#### 一般社団法人大山観光局の指定管理に係る適正な事務の執行について

（地域振興局、生活環境局）	12
---------------	----

## 参 考

1 平成25年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施一覧	13
2 平成25年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	15
3 指摘の具体的基準について	16

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

##### ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

##### イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、指定管理を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

##### ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を200万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	36	12	12	0
指定管理者	10	4	3	1
補助金等交付団体	376	34	13	21
合 計	422	50	28	22

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

#### (4) 監査実施期間

平成26年3月3日から同年11月21日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	<small>おかもと</small> 岡本	<small>やすひろ</small> 康宏
同	<small>いぎ</small> 伊木	<small>たかし</small> 隆司
同	<small>ゆぐち</small> 湯口	<small>なつみ</small> 夏史
同	<small>はまだ</small> 浜田	<small>たえこ</small> 妙子
同	<small>やすだ</small> 安田	<small>ゆうこ</small> 優子

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員伊木隆司は、公益財団法人鳥取県産業振興機構について監査を行っていない。

## 2 監査結果

### (1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項として、その内容を公表するとともに、関係する部局長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うことについて該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを**注意事項**として、関係する部局長に対し、是正し、又は注意することについて該当する団体を指導するよう、文書により通知した。

#### ア 予算事務

予算を超えての執行その他予算事務手続の不適正

#### イ 収入事務

現金出納簿への未記帳、未収金の未記帳その他収入事務手続の不適正

#### ウ 支出事務

退職給付引当金の引当額の誤り、旅費支給額の誤りその他支出事務手続の不適正

#### エ 契約事務

書面決裁を受けないで委託契約を締結、契約保証金の免除理由なしの免除その他契約事務手続の不適正

#### オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の金額等誤り、他団体からの実績報告書の受理の遅延その他補助金等に係る事務手続の不適正

#### カ 財産管理事務

物品台帳の未整備、備品台帳に未記載、物品の現物未確認その他財産管理事務手続の不適正

#### キ その他

勘定科目の未規定、出納責任者の任命なしその他事務手続の不適正

## (2) 実施団体別の状況

### ア 未来づくり推進局所管団体

#### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益社団法人鳥取県シルバー 人材センター連合会	平成26年11月19日	補助金等	8,642,000円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。

注2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。

また、指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定であり、記載のない施設は公募によるものである。

注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。

注4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項目の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成25年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。

注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成25年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の平成25年度末の残高の合計額である。

注6 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

#### (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## イ 文化観光スポーツ局関係所管団体

### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館（指名）	平成26年11月4日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	68,178,032円
		補助金等	1,804,000円
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター（指名）	平成26年11月12日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	109,453,590円
		補助金等	51,677,000円
鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合	平成26年11月19日 （書面監査）	補助金等	27,563,650円
公益財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園（指名） ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール ・武道館（指名） ・米子産業体育館	平成26年11月13日 及び同月19日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.0%
		指定管理	435,205,802円
		補助金等	118,504,499円
公益財団法人鳥取県体育協会 ・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体 〔指定管理施設〕 ・鳥取産業体育館 ・鳥取屋内プール	平成26年11月19日	指定管理	55,427,000円

### (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人みどり会	平成26年11月4日 (書面監査)	補助金等	2,242,000円
一般財団法人みどり保育園	平成26年11月17日 (書面監査)	補助金等	2,590,000円
社会福祉法人境港保育会	平成26年11月17日 (書面監査)	補助金等	4,932,000円
一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会	平成26年11月17日	補助金等	16,171,696円
公益社団法人鳥取県医師会	平成26年11月11日 (書面監査)	補助金等	13,542,938円
社会福祉法人福生会	平成26年11月11日	補助金等	16,933,761円
学校法人小さき花園幼稚園	平成26年11月11日	補助金等	21,817,000円
学校法人聖心幼稚園	平成26年11月19日	補助金等	27,029,826円
学校法人美哉幼稚園	平成26年11月12日	補助金等	27,011,000円
一般社団法人ひだまり	平成26年10月24日 (書面監査)	補助金等	7,350,000円
DV被害者支援ネットワーク鳥取	平成26年11月19日 (書面監査)	補助金等	1,796,000円
鳥取県臨床研修指定病院協議会	平成26年11月11日 (書面監査)	補助金等	2,400,000円
社会福祉法人鳥取福祉会	平成26年11月17日	補助金等	5,993,973円
社会福祉法人いずみの苑	平成26年11月12日	補助金等	38,237,912円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会運営費補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。  
(一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会：所管課 障がい福祉課)
- 鳥取県子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。  
(学校法人小さき花園幼稚園：所管課 子育て応援課)

## エ 生活環境部所管団体

### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成26年11月12日	出資金額	150,000,000
		出資比率	49.8%
第30回全国都市緑化とっとりフェア実行委員会	平成26年3月3日	補助金等	359,993,000円
平成25年度全国都市緑化祭実行委員会	平成26年3月3日	補助金等	19,877,000円
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成26年11月12日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	88.2%
美保エステート株式会社	平成26年10月29日 (書面監査)	補助金等	7,824,400円
株式会社べるびゅー大栄	平成26年11月18日 (書面監査)	補助金等	13,789,200円

### (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## オ 商工労働部所管団体

### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県産業振興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフロンティア（指名）	平成26年11月11日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		指定管理 補助金等	60,063,560 7,938,197,702円
有限会社ひよこカンパニー	平成26年10月30日 (書面監査)	補助金等	3,696,886円
千代三洋工業株式会社	平成26年11月4日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40%
鳥取県こだわり物産販売協同組合	平成26年11月17日	補助金等	4,837,000円

### (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県農業協同組合中央会 〔指定管理施設〕 ・農村総合研修所（指名）	平成26年11月21日 （書面監査）	指定管理	0円
		補助金等	3,171,987円
一般財団法人鳥取県野菜価格 安定基金協会	平成26年11月11日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75%
		補助金等	904,243円
鳥取いなば農業協同組合郡家 支店果実部	平成26年11月11日 （書面監査）	補助金等	8,080,148円
公益財団法人鳥取県畜産振興 協会	平成26年11月11日	出資金額	60,000円
		出資比率	54.5%
株式会社谷尾樹楽園	平成26年11月5日	指定管理	31,490,000円
第64回全国植樹祭鳥取県実行 委員会	平成26年3月3日	補助金等	392,394,000円
公益財団法人鳥取県栽培漁業 協会	平成26年11月11日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	90.3%
		補助金等	24,413,000円
大下林業有限会社	平成26年11月6日 （書面監査）	補助金等	5,771,841円
株式会社樵栄	平成26年11月5日 （書面監査）	補助金等	6,000,000円
西尾林業	平成26年11月21日 （書面監査）	補助金等	3,188,737円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## キ 中部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
株式会社新木コーポレーショ ン	平成26年11月11日 （書面監査）	補助金等	10,109,356円
讃岐木材株式会社	平成26年11月17日 （書面監査）	補助金等	18,482,000円
有限会社久米製材所	平成26年11月17日 （書面監査）	補助金等	14,540,273円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
皆生トライアスロン協会	平成26年11月6日 (書面監査)	補助金等	2,000,000円
一般社団法人大山観光局 〔指定管理施設〕 ・大山駐車場(指名) ・大山自然歴史館	平成26年11月13日	指定管理	30,760,000円
エコツーリズム国際大会2013 in鳥取実行委員会	平成26年3月3日	補助金等	5,400,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・生涯学習センター	平成26年11月5日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		指定管理	62,257,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## コ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益社団法人鳥取県防犯連合会	平成26年11月5日 (書面監査)	補助金等	2,327,580円
一般財団法人鳥取県交通安全協会	平成26年11月4日 (書面監査)	補助金等	2,100,000円
公益財団法人鳥取県暴力追放センター	平成26年11月4日	出資金額 出資比率	260,281,00円 57.9%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 監査意見

### 1 生活環境部

#### 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務事務処理機能の強化について (水・大気環境課)

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団（以下「財団」という。）は、県と米子市とが共同出資を行い設立し、野生鳥類とそれを取りまく自然環境についての調査研究や知識の普及啓発等、「鳥」をテーマとした環日本海国際交流の推進などを業務の目的とし、米子市の米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理業務を行い、少人数の体制ではあるが、展示物等に工夫を凝らして業務を行っているところである。

財団に対しては、平成20年度決算に係る財政的援助団体等監査の監査意見で財務事務処理の機能強化の必要性について指摘し、県及び財団では、財務規則を実情に合うように見直されたところである。

今回の監査では、財務規則に定めた補正予算等の措置をとらないまま決算を行っていたり、契約伺を書面で行わずに契約を締結している事例が見受けられるなど、財務事務処理機能の改善が不十分な状況が見受けられた。

財務事務処理が適切に行われていないのは、職員が財務規則等をよく理解していないことのほか、財団の予算及び執行業務全般の担当が館長のみとなっており、他に当該業務を担当できる職員がいないことなど、実質的な財務事務処理の体制が脆弱であることが要因と思われる。

**については、県は、共同出資者である米子市と連携をして、財団の財務事務処理が適切に行えるよう、財務事務処理機能の強化に努められたい。**

## 2 西部総合事務所

### 一般社団法人大山観光局の指定管理に係る適正な事務の執行について (地域振興局、生活環境局)

一般社団法人大山観光局（以下「大山観光局」という。）は、大山駐車場及び大山自然歴史館の指定管理業務を行っている。

大山観光局については、平成23年度決算に係る財政的援助団体等監査において、内部決裁を受けないまま収入支出を行っているなどの不適正な事項が見受けられ、注意を行ったところである。

しかしながら今回の監査においても、両施設ともに指定管理に係る報告等の事務手続のほか、契約に係る内部決裁の伺が書面で行われておらず、内部統制の担保が不十分な状況が見受けられた。

また、大山駐車場の指定管理協定書において、大山観光局が策定することとされている収入支出に関する規程が未策定の状況であった。（なお、今回の監査後、大山観光局では事務処理規程及び会計処理規程を策定し、平成26年12月1日から施行された。）

これらの事務処理が適切に行われていないのは、指定管理に係るこれまでの県の検査及び指導が不十分であったことが要因の一つと考えられる。

特に大山駐車場に関しては、県は、駐車場利用料金等の収入に係る県への納入が適切に行われているかどうか重点を置いて検査を行っており、指定管理全般に係る検査及び指導が十分ではなかったと見受けられた。

**については、県は、両施設の指定管理の状況を十分把握し、大山観光局に対して、指定管理業務の事務処理が今後適切に行われるよう、指導されたい。**

# 参 考

(参考1)

## 平成25年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施一覧

監査実施団体名	財政的援助等の区分			監査実施日	所管課・関係課等
	出資	指定	補助		
(公財)鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	H26.11.4	文化政策課
(公財)とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	H26.11.12	文化政策課、観光戦略課
(公財)鳥取県体育協会	○	○	○	H26.11.13 ~11.19	緑豊かな自然課、スポーツ課
(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会	○			H26.11.12	くらしの安心推進課
(公財)中海水鳥国際交流基金財団	○			〃	水・大気環境課
千代三洋工業(株)	○			H26.11.4	雇用人材総室就業支援室
(公財)鳥取県産業振興機構	○	○	○	H26.11.11	経済産業総室産業振興室・通商物流室・経営支援室
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	○		○	〃	生産振興課
(公財)鳥取県畜産振興協会	○			〃	畜産課
(公財)鳥取県栽培漁業協会	○		○	〃	水産課
(公財)鳥取県教育文化財団	○	○		H26.11.5	教育総務課、社会教育課
(公財)鳥取県暴力追放センター	○			H26.11.4	警察本部組織犯罪対策課
(公財)鳥取県体育協会・(株)Z-コミュニケーションネットワーク共同企業体		○		H26.11.19	スポーツ課
鳥取県農業協同組合中央会		○	○	H26.11.21	農林水産総務課
(株)谷尾樹楽園		○		H26.11.5	森林づくり推進課
(一社)大山観光局		○		H26.11.13	西部総合事務所地域振興局、生活環境局
(公社)鳥取県シルバー人材センター連合会			○	H26.11.19	鳥取力創造課
鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合			○	H26.11.19	観光戦略課
(社福)いずみの苑			○	H26.11.12	長寿社会課、住まいまちづくり課
(一財)みどり保育園			○	H26.11.17	福祉保健課
(社福)みどり会			○	H26.11.4	〃
(社福)境港保育会			○	H26.11.17	〃
(公社)鳥取県医師会			○	H26.11.11	障がい福祉課
(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会			○	H26.11.17	〃
(社福)福生会			○	H26.11.11	長寿社会課
(学法)小さき花園幼稚園			○	〃	子育て応援課
(学法)美哉幼稚園			○	H26.11.12	〃
(学法)聖心幼稚園			○	H26.11.19	〃
(一社)ひだまり			○	H26.10.24	青少年・家庭課

DV被害者支援ネットワーク鳥取			○	H26. 11. 19	青少年・家庭課
鳥取県臨床研修指定病院協議会			○	H26. 11. 11	医療政策課
(社福)鳥取福祉会			○	H26. 11. 17	東部福祉保健事務所
(株)美保エステート			○	H26. 10. 29	住まいまちづくり課
(株)べるびゅー大栄			○	H26. 11. 18	〃
鳥取県こだわり物産販売協同組合			○	H26. 11. 17	販路拡大・輸出促進課
(株)樵栄			○	H26. 11. 5	東部農林事務所(八頭事務所が引継)
(有)大下林業			○	H26. 11. 6	〃
鳥取いなば農業協同組合郡家支店果実部			○	H26. 11. 11	東部農林事務所八頭事務所
(有)ひよこカンパニー			○	H26. 10. 30	経済産業総室産業振興室
西尾林業 西尾 光正			○	H26. 11. 21	東部農林事務所八頭事務所
(有)久米製材所			○	H26. 11. 17	中部総合事務所林業振興課
(株)新木コーポレーション			○	H26. 11. 11	〃
讃岐木材(株)			○	H26. 11. 17	〃
皆生トライアスロン協会			○	H26. 11. 6	西部総合事務所地域振興局
(公社)鳥取県防犯連合会			○	H26. 11. 5	警察本部生活安全企画課
(一財)鳥取県交通安全協会			○	H26. 11. 4	警察本部交通企画課
エコツーリズム国際大会2013in鳥取実行委員会			○	H26. 3. 3	西部総合事務所地域振興局
第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会			○	〃	全国植樹祭課
第30回全国都市緑化とっとりフェア実行委員会			○	〃	緑豊かな自然課
平成25年度全国都市緑化祭実行委員会			○	〃	〃

(注) (公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(社福)は社会福祉法人を、(学法)は学校法人を、(株)は株式会社を、(有)は有限会社を表している。

## (参 考 2)

## 平成25年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

## 1 処置の件数

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
25年度決算に係る監査結果	2	59	61	50
24年度決算に係る監査結果	2	40	42	50
23年度決算に係る監査結果	3	56	59	40
22年度決算に係る監査結果	0	26	26	40
21年度決算に係る監査結果	2	76	78	50

## 2 処置の事項別内訳

区 分	25年度決算に係る監査結果			24年度決算に係る監査結果			23年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	6	6	0	1	1	0	1	1
収 入	0	4	4	0	1	1	0	3	3
支 出	0	2	2	0	1	1	0	4	4
契 約	0	21	21	1	15	16	0	24	24
補 助 金	2	6	8	1	7	8	1	12	13
財 産	0	10	10	0	4	4	2	7	9
そ の 他	0	10	10	0	11	11	0	5	5
合 計	2	59	61	2	40	42	3	56	59

## 3 指摘事項(2件)の内訳

区 分	件数	事 由	団 体 名
補 助 金	2	補助金の実績報告額誤り ・ 補助金の過大受領： 82,200円 ・ " 370,000円	一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会 学校法人小さき花園幼稚園
合 計	2		2団体

## 4 注意事項(59件)の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	6	予算を超えての執行 等
収 入	4	現金出納簿への未記帳、未収金の未記帳 等
支 出	2	退職給付引当金の引当額の誤り、旅費支出額の誤り 等
契 約	21	書面決裁を受けないで委託契約を締結、契約保証金の免除理由なしの免除 等
補 助 金	6	実績報告書の金額等誤り、他団体からの実績報告書の受理の遅延 等
財 産	10	物品台帳の未整備、備品台帳に未記載、物品の現物未確認 等
そ の 他	10	勘定科目の未規定、出納責任者の任命なし 等
合 計	59	

(参考 3)

## 指摘の具体的基準について

### 1 財政的援助団体等監査における指摘の具体的基準について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(指摘及び注意)は、鳥取県監査基準(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
- なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

### 2 鳥取県監査基準(抜粋)

別表第4 (第10条関係)

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処置の事案	処置の内容
指 摘	1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする。 2 報道機関等に内容を公開する。 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める。
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する。

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

注 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体へ適切な指導等を行うよう通知するとともに、団体に対して適切に対処するよう通知することとしている。

### 3 監査処置基準の運用指針(抜粋)

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○実績報告書の内容が不適當なもの 重大なもの